○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運送の引受け（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十二条）
　第九節　運送引受書（第四十三条―第四十六条）
第三章　積込み又は取卸し等（第四十七条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この標準運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又はウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変更しやすい貨物の運送をするときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送運送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配運送期間　集貨及び配送に要する期間として国土交通大臣が別に定める日数

2　前項第二号の輸送距離は、発地（荷送人から貨物を受け取る地をいう。以下同じ。）から着地（荷受人に貨物を引き渡す地をいう。以下同じ。）までの最短経路によります。

3　この標準運送約款において貨物の引渡しがあったときは、これをもって運賃としません。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申し込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければならない旨を定めることができます。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質、容積及び重量

三　集貨先の名称、住所及び連絡先

四　配達先の名称、住所及び連絡先

五　運送の希望日時

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する特殊料金、第三十四条に規定する特別料金、第三十八条に規定する割増料金及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料金をいう。）の支払方法（チャージ・カード、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法をいう。）

七　私法上の荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　危険品については、その旨及び品名

九　第六十一条に規定する貨物の損害又は延着を定めるときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送装置に付すことを希望するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において当店が適当な方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを定めている場合において、申込者が当店に対し電子情報処理組織を使用する方法により同項の規定による通知をするときは、前項の規定にかかわらず、当該運送申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、当該運送申込者は、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電子情報処理組織を使用する方法により当店に提供するものとします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、当該運送申込者に対し、当該運送を引き受けるべきことを承諾した旨及び次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨先及び配達先又は発送及び到着予定日時

二　運賃、料金等の額

三　その他必要な事項

2　当店は、前項の事項に代えて、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送申込者の承諾を得て、前項の運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知があった場合において、貨物の種類及び性質を通知しないときは、その貨物の引受けを拒絶することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これらの点検をした場所において、貨物の種類及び性質を通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送申込書に記載すべき事項の記載がないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。

五　法令の規定又は公益上若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃、料金等）

第十条　この運送約款において荷重とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の金属（イリジウム、オスミウム及びルテニウムの各金属、ニオブ、ロジウム、タンタル及びハフニウムの各金属並びにこれらの合金を含む。）、金属製品及び宝石（象牙、べっ甲、珊瑚及びこれらの製品を含む。）

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造り等を加えた一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の一キログラム当たりの価格の算出は、一荷送り（一荷送人がこれに一通の運送引受書の交付を受けて運送を委託する貨物の全部をいう。）ごとに、これをします。

3　この標準運送約款において貨物の容積は、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の依頼者が荷受人である場合）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送及び貨物別その他必要な事項を明らかにしない場合には、荷送人にこれを求めるところにより、当該貨物の運送を拒絶することがあります。

（荷造り）

第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の級別等の区分に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、前項の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物があっても、他の貨物に対し損害を与えないと認めるときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十三条　荷送人は、貨物の外表に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示にかえることができます。

（貨物等の運送引受）

第十四条　当店は、動物その他特殊な貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、集貨、積込みその他運送の日時を指定すること。

二　当該貨物の運送に適する設備があること。

三　その他当該運送に必要な事項

（危険品についての特則）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の包装の当該箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の名称、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければならず、その旨を当該貨物の包装の当該箇所に明記しなければなりません。

（運賃前払）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関に連絡して運送することがあります。

2　前項において当店が適当な方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを定めている場合において、荷送人が当店に対し電子情報処理組織を使用する方法により同項の規定による通知をするときは、前項の規定にかかわらず、当該運送申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、当該運送申込者は、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電子情報処理組織を使用する方法により当店に提供するものとします。

（運送の引受け）

第十七条　当店は、荷送人が貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければならない旨を定めることができます。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質、容積及び重量

三　集貨先の名称、住所及び連絡先

四　配達先の名称、住所及び連絡先

五　運送の希望日時

六　運賃、料金等（第三十七条第三項に規定する特殊料金、第三十八条第二項に規定する割増料金及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料金をいう。）の支払方法（チャージ・カード、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法をいう。）

七　私法上の荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　危険品については、その旨及び品名

九　第六十一条に規定する貨物の損害又は延着を定めるときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送装置に付すことを希望するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において当店が適当な方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）による運送の申込みを定めている場合において、申込者が当店に対し電子情報処理組織を使用する方法により同項の規定による通知をするときは、前項の規定にかかわらず、当該申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。この場合において、当該申込者は、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電子情報処理組織を使用する方法により当店に提供するものとします。

（運送の引受け）

第十八条　当店は、貨物の運送を引き受けたときは、当該貨物の積付けを行います。

2　シャシー、ロールボックスパレットその他これらに類する荷役用具（以下「シャシー等」という。）に積載された貨物の積付けは、当該シャシー等の所有者又は荷受人の負担とします。

第三節　積付け

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの拒絶）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、運送申込書に記載された荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡しを拒絶した場合　当該貨物について荷受人の代理人、使用人その他荷受人の貨物の受取について相当の権限があると認められる者

二　荷受人が引渡しに不在の場合には、その引渡先における同居の親族又はこれに準ずる者

三　船舶、客船会社、旅館等が引渡先の場合には、その事務員又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十一条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　荷送人である荷受人が、その者のために当店と締結した運送契約について運賃、料金等の支払日までに支払を受けなかったときは、当店は当該貨物について当該運送契約による留置権を行使することができます。

（指図の変更等）

第二十二条　当店は、荷受人を確定することができない場合には、荷送人に対し、相当の期間を定めた貨物の処分についき指図を求めることを通知することがあります。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒否し、又はその他の理由により運送を完了することができない場合には、荷送人に対し、その貨物の変更を指示することができます。

3　当店は、前項の指示をするときは、あらかじめ、その旨及び指示の内容を荷受人に通知します。

（引渡不能貨物の処分）

第二十三条　当店は、荷受人を確定することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒否し、若しくは荷受人に対し前条第二項の通知をした場合において、荷送人から相当の期間内に指図がないときは、その貨物を供託し、又は競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、その代金から競売の費用を控除した残額を荷送人に通知します。

（引渡不能貨物の保管）

第二十四条　当店は、荷受人を確定することができない場合又は前条第二項の規定により貨物を競売又は供託することができない場合において、その貨物が滅失、損傷又は変質するおそれがあるときは、荷送人の指図によらず、公正な第三者を立会わせ、これを処分することがあります。

2　前項の規定による処分には、前条第三項及び前条第四項の規定を準用します。

第五節　指図

（貨物の分割）

第二十五条　荷受人が、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　当店は、荷受人の権利が別途に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、荷送人の指図によらず、荷受人に貨物を引き渡します。

3　前項の規定は、荷受人が貨物の引渡しを請求した場合において、荷送人の指図が前条第一項の通知の前に到着したときは、適用しません。

（荷送人の指図）

第二十六条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　前項の指図をするときは、荷送人は、貨物の引渡しを請求した荷受人又は荷受人の指定する者に対し、その旨を通知しなければなりません。

3　当店は、荷送人が貨物の引渡しを請求した荷受人又は荷受人の指定する者に対し、貨物の引渡しをしたときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

（荷送人の指図の制限）

第二十七条　当店は、荷送人の指図が次の各号のいずれかに該当するときは、その指図に従わないことがあります。

一　貨物の一部について指図をするとき。

二　貨物の引渡しをした後に指図をするとき。

三　荷受人の利益を害するおそれがあるとき。

（荷送人の指図の競合）

第二十八条　荷送人の指図が競合したときは、後の指図は、前の指図に従わないことがあります。

2　前項の規定は、荷送人が前の指図を取り消したときは、適用しません。

第六節　事故

（貨物の滅失等の損害賠償）

第二十九条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について荷送人又は荷受人に対し、相当の賠償額を支払います。

2　前項の賠償額は、貨物の引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって定めます。

3　第一項の賠償額については、争いがあるときは、公示価格その他の客観的な価格を基準として定めます。

4　第一項及び前項の規定は、貨物の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった費用の額を賠償額から控除することを妨げません。

5　貨物の価額が運賃、料金等の総額を超えるときは、運賃、料金等の総額を限度とします。

（事故の際の措置）

第三十条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の滅失、損傷その他の事故が生じたとき。

二　前項の運送装置の故障その他の事由により運送の中止又は貨物の引渡しをすることができないとき。

三　前項の期間内に荷送人から指図がないとき。

2　当店は、前項第一号又は第二号の場合において荷送人又は荷受人の指定する者が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（危険品等の処分）

第三十一条　当店は、第十五条の規定による通知又は同条の規定に違反して通知をしなかった貨物が、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのあるものについて、必要に応じ、いつでもその全部又は一部を取り卸し、又は破棄することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を取り卸し、又は破棄したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、運賃、料金その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について荷送人の負担に属する費用を控除した残額を荷送人に支払います。

（事故証明書の発行）

第三十二条　当店は、貨物の全部滅失、損傷又は延着について、荷送人又は荷受人から請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から二月以内に限り、事故証明書を発行します。

2　当店は、前項の請求があったときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第七節　運賃、料金等

（運賃、料金等）

第三十三条　運賃、料金等（燃料チャージ等を除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金については、国土交通大臣が認可した標準運賃、標準料金又は標準附帯業務料金を超えることはありません。

3　前項の運賃、料金については、荷送人又は当店の一方が貨物の引渡しの際、荷送人又は当店の他の一方に対し、書面をもって運賃、料金等の変更を請求したときは、その請求をした日の翌日から起算して三日を経過した日以後の貨物の引渡しについては、変更後の運賃、料金等によります。

4　個人（事業としては事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を荷送人とした運賃、料金等及びその他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十四条　当店は、荷受人を確定することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を収受します。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の運賃）

第三十五条　当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人から相当の期間内に指図がないときは、荷送人の負担において貨物を供託することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価値の減少のおそれがある貨物は、第二十二条第二項の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人から相当の期間内に指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

（滞留期間料）

第三十六条　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷受人又は荷受人の代理人（荷受人又は荷受人の代理人若しくは使用人又は荷受人の指定する者（荷受人又は荷受人の代理人若しくは使用人を除く。）をいう。）が第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機のために当該車両が滞留した時間（以下「滞留時間」という。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（延滞運賃）

第三十七条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わないときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合（年当たりの割合とし、閏年の日を含む期間についても、一年を三百六十五日として日割計算します。）で計算した延滞運賃を収受します。

（運賃額変更の場合）

第三十八条　当店は、貨物の全部又は一部が災害その他やむを得ない事由により滅失、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が貨物の運賃、料金等を変更する前に荷送人から貨物の全部又は一部の運送の中止の申出があったときは、当該滅失、損傷又は申出に係る運賃、料金等の額について、当該貨物の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

2　当店は、貨物の全部又は一部が荷送人の責めに帰すべき事由により滅失、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は荷送人が貨物の運賃、料金等を変更した後に当該貨物の全部又は一部の運送の中止の申出をしたときは、当該滅失、損傷又は申出に係る運賃、料金等の額について、当該貨物の全部又は一部を収受しているときは、これを返還しません。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（事故等と運賃、料金等）

第三十九条　当店は、第二十七条又は第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じ、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、貨物の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

2　前項ただし書の場合において、荷送人又は荷受人に対し既に支払った運賃、料金等があるときは、これを荷送人又は荷受人に対し返還します。

第八節　責任

（責任の始期）

第四十条　当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と免責）

第四十一条　当店は、貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（コンテナ貨物の責任）

第四十二条　当店が貨物の運送のためにあらかじめ荷送人の提供した貨物を収納するコンテナに積み込んで当該貨物の運送をする場合において、その貨物の滅失又は損傷について当店に対し損害賠償の請求をしようとするときは、その損害が当店の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

（容器等の管理を要する貨物の特定の責任）

第四十三条　当店は、動物その他特殊な容器を要する貨物の運送について、第四条第二号の規定に基づき荷送人から申込みを受けた場合には、当該貨物の特殊な容器を用いて運送を行う責任を負います。

（荷送人の申告書の責任）

第四十四条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運賃若しくは料金の計算又は運送の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（荷受書又は運送引受書の記載の不実等の責任）

第四十五条　当店は、運送申込書若しくは荷送人の申告が不実又は不明であったために生じた損害については、責任を負いません。

2　前項の場合において当店が損害を受けたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第四十六条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の内在的な性質、自然の消耗、生存又は腐敗

二　当該貨物の欠陥、梱包の不完全、荷印又は荷札の不完全若しくは不正確又は荷送人の指図の不適当

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災

五　地震、津波、洪水、暴風雨、雪その他の天災

六　法令又は公権力の発動による運送の変止め、開封、没収、差押えその他第三者の行為

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）

第四十七条　高価品については、荷送人が申込をするに当たって、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2　前項の規定が次に掲げる場合には、適用しません。

一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。

二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）

第四十八条　当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、当該貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

2　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。

3　荷送人が第一項の貨物の一部滅失又は損傷について当店に対して通知を発した場合において、当該貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷受人に対して同項の通知を発しないときは、荷送人に対する当店の責任は、消滅します。

（滅失等の場合の運賃）

第四十九条　当店は、貨物の全部滅失の場合において、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって定めた運賃を収受しません。

2　貨物の一部滅失又は損傷があった場合において、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額が減少した額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって定めた運賃を収受しません。

3　第三十六条第一項の規定により荷受人又は荷受人の代理人が貨物の引渡しを受けたときは、荷受人又は荷受人の代理人は、当店に対し、運賃、料金等の全部又は一部を支払う義務を免れません。

4　第一項及び前項の規定は、貨物の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった費用の額を運賃から控除することを妨げません。

5　貨物の滅失又は損傷の賠償額については、争いがあるときは、公示価格その他の客観的な価格を基準として定めます。

6　第三十六条第一項の規定により荷受人又は荷受人の代理人が貨物の引渡しを受けたときは、荷受人又は荷受人の代理人は、当店に対し、貨物の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった費用の額を賠償額から控除することを妨げません。

（延着）

第五十条　運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

2　保険料その他の運送装置の締結に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第九節　運賃運賃

（荷送人の申告）

第五十一条　荷送人は、貨物の運賃を定めるために必要な事項を当店に申告しなければなりません。

2　荷送人が前項の申告をしないときは、当店は、貨物の容積又は重量を測定し、又は荷送人に対し、貨物の容積又は重量を測定するために必要な書類の提出を求めることがあります。

3　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、貨物の容積又は重量を測定し、又は荷送人に対し、貨物の容積又は重量を測定するために必要な書類の提出を求めることがあります。

4　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、貨物の容積又は重量を測定し、又は荷送人に対し、貨物の容積又は重量を測定するために必要な書類の提出を求めることがあります。

5　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、貨物の容積又は重量を測定し、又は荷送人に対し、貨物の容積又は重量を測定するために必要な書類の提出を求めることがあります。

（荷送人の申告書の責任）

第五十二条　当店は、荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

2　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

3　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

（荷送人の申告書の責任）

第五十三条　当店は、荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

2　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

3　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

（荷送人の申告書の責任）

第五十四条　当店は、荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

2　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

3　荷送人が第一項の申告をしないときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

第三章　積込み又は取卸し等

（積込み及び取卸し及び積込み又は取卸し）

第五十一条　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実費に応じた費用の収受し、当店の責任において、これを行います。

（荷積業務及び荷降業務）

第五十二条　当店は、品代金の立替え、荷物金の立替え、運賃、料金の立替え、梱包、解梱及び荷造り、ラベル貼り、はい作業その他の貨物の荷造り、仕分、積替え及び荷造りに関する業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金を収受します。

2　前項の附帯業務のうち、荷造りについては、同項の定めのある場合を除き、性質及び品質に応じた荷造りをします。

（品代金の取立て）

第五十三条　品代金の取立ての過程又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2　当店は、品代金の取立ての委託を受けた場合には、荷受人に対し、貨物の引渡しと引換えに品代金の支払を請求します。

3　当店は、品代金の取立ての委託を受けた場合には、荷受人に対し、貨物の引渡しと引換えに品代金の支払を請求します。

（立替）

第五十四条　運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送装置の締結を行います。

2　保険料その他の運送装置の締結に関する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。